

ら、松雲公夜話録追加に、程乘度々當國へ來り、毎日御伽に出でたるよし記載す。那谷寺緣起に、寛永十七年利常卿那谷觀音堂等再興、命于後藤程乘、令以黃金葺蓮華。以印子爲臺座。以白銀作宮殿云々。註に云ふ。程乘第九代理兵衛事。名乘云程乘也。金澤御城内有程乘借長屋云。とあり。右借長屋は即ち蓮池内の程乘屋敷なれば、城内と載せたるは非なり。改作所舊記に、寛文十二年七月、後藤程乘御貸屋の露地杪垣のほえ御用之旨、會所より申來。といふ事など見たり。又同記元祿九年の條に、宰相公八月十一日御歸國、直に蓮池御屋敷へ被爲入とありて、翌十二日の達書に、程乘屋敷へ度々被爲遊御出之間、在々百姓・頭振男女共後道通り可通行旨被仰渡。とあり。されば此の頃蓮池亭をば程乘屋敷とも呼びたること知るべし。故に變異記にも、元祿三年三月十七日、新堅町より出火の時、安房守西横本作事坂へ焼出。此坂の脇に、程乘屋敷と云て一亭あり。此所へは火不移、とあり。右本作事坂といへるは、今云ふ廣坂の事なり。此の記に據つて考ふるに、程乘屋敷と呼べる亭は、廣坂の方にて今公園の登り口なる地な

らんか。元祿頃の程乘屋敷は、所謂蓮池亭にて、蓮池御屋敷とも蓮池御殿とも呼べり。是のかみ程乘が居たる貸長屋の舊地へ、延寶四年に座敷造營を命ぜられ、その頃舊名に依つて、程乘屋敷とも稱し來れるものなるべし。此の屋敷をば、そのかみ後藤程乘の居たりし貸屋の如くおもふは非なり。程乘貸屋の遺蹟といふべし。

○兼六園

此の地は、蓮池の後地にて、蓮池大瀧の續きなる松林を地境とし、兼六園の地は、いにしへ小立野の地形のまゝなりし故に、其の地蓮池より稍高し。抑、此の園地は、往古右川郡石浦郷内山崎村の村落ありし舊地なりといへり。金澤事蹟必録に、今の蓮池上の屋敷・學校の屋敷などは、古山崎村の人家ありしが、其の後横山山城・奥村河内の屋敷と成る。と見ゆ、延寶の金澤園に、蓮池の地を御作事所と記し、其の高なる今兼六園の地は諸士の第地にて、奥村伊豫・横山左衛門・同右近・同隼人・奥村中務・後藤次郎兵衛等六名の第地なるよし記載す。其の園既に上文に載せたり。三州志來因概覽附録にも、菅家見聞集を按ずるに、此の地古山崎

村あり。金城と成つては、横山々城・横山右近・奥村河内の第に賜はる。是元和六年なるか。此の地を退去するは、元祿九年なり。其の後數十年閑地たる處、寛政三年此の地に學校を興造あり。といへり。平次按ずるに、元祿九年九月廿五日奥村伊豫・横山山城等の居第轉地を命ぜられ、翌十年十一月各地所指上替地へ退去せしより、九十六年藩の所有地と成り居たるを、寛政三年に初めて文武兩學校を此の地に興造せられしかど、そのかみ蓮池亭の地と學校の地との間に、廣坂より尻谷坂への往來道ありて、兩地各別地なりしを、文政五年竹澤殿造營の事に付き、學校をば堂形前、今云ふ廣坂通へ移され、尙地續なる前田三内・野村七兵衛・不破勘太夫等三名の第地は、尻谷坂の方にありしをも移轉を命ぜられ、且蓮池亭との境なる往來道を廢し、一園の地所となし、榮螺山などの築山を築き、或は塹を掘つて辰巳の用水を塞ぎ入れ、奇石怪巖共をば多く挽き寄せられ、珍木花樹を植えしめ、茶室造營を命ぜられ、園號を奥州白河侯松平樂翁君に乞ひ給ふに、境内の勝景六つを兼ねたるよしを以て、兼六園と名付けられ、即ち兼六園の三字をば

自筆に書して、落款に文政壬午季秋樂翁書と載せられ、朱印を捺されたり。是を扁額となし掛け給うて、是より兼六園と稱する事と成りたり。兼六の出處は、名園記に、園園之勝不能兼者六。務宏大者少幽邃。人力勝者少蒼古。多水泉者難眺望。兼此六者。惟湖園而已云々。とあり。此なる園地も、水泉山海の勝景六つを兼ねたりとの意にて、樂翁君の號せられたるなりとぞ。尤も舊藩中は、藩公の遊觀所にて、庶人は勿論、諸士といへども猥りに入る事を許されず。故に此の地の佳境勝景を知るもの稀なり。然るに廢藩置縣の際、明治五年三月三日より四月十五日まで、初めて庶人來遊する事を許され、連日市中は勿論、郡地の邑人に至るまで、園内を一覽せんとて群をなしたり。然る處、翌六年一月十五日の御布達に、三府諸縣共人民輻輳の地にして、古來の勝區名人の舊蹟等、是迄群集遊觀の場所、従前高外除地に屬せる分は、永く萬人借樂の地とし、公園と可被相定に付、府縣に於て右地所を擇び、其の景况巨細取調へ圖面相添へ、大藏省へ可伺出と、太政官より諸府縣へ達せられたり。依つて本縣にては、兼六園に限るとの縣議に